

平成 30 年 天草市農業委員会第 9 回総会議事録

平成 30 年 9 月 26 日天草市役所別館 B 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

| | | | |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番 | 鶴 田 雄 士 君 | 2 番 | 稲 田 秀 敏 君 |
| 3 番 | 山 本 隆 久 君 | 4 番 | |
| 5 番 | 宮 崎 義 一 君 | 6 番 | 黒 川 紀 世 子 君 |
| 7 番 | 松 下 二 六 一 君 | 8 番 | 井 島 安 一 君 |
| 9 番 | 本 田 実 君 | 10 番 | 小 堀 田 幸 一 君 |
| 11 番 | 嶋 田 浩 二 君 | 12 番 | 富 崎 ます み 君 |
| 13 番 | 中 川 徹 君 | | |

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

4 番 中 村 三 千 人 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

| | | | |
|------|-----------|------|---------|
| 事務局長 | 藤 本 寿 | 局長補佐 | 大 中 靖 |
| 係 長 | 荒 木 賢 司 | 参 事 | 松 本 馨 |
| 参 事 | 佐 々 木 暁 史 | 主 査 | 中 山 喜 光 |

4、議事日程

開 会

| | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 議第 46 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議第 47 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議第 48 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議第 49 号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について |
| 日程第 6 | 議第 50 号 | 農地利用集積円滑化事業規定の変更について |
| 日程第 7 | | 報告事項について |

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（藤本寿君） ただいまから平成30年天草市農業委員会第9回総会を開催いたします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆様こんにちは。お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。酷暑と乾燥の後には雨が続き、植物も我々人間も身体に堪えていることとでは、気をつけていただきたいと思います。私達の任期もあと半年でございますので、もう一度推進委員さんと一緒になって遊休農地の調査、発生の防止、そしてできる場所があれば改善ということで、これから最後の半年間に向かっていきたいと思っております。なかなか大変ではございますけれども、先日の新聞記事で5%減ったということで中間管理機構ができたからだろうと思っています。我々もその一員として頑張っていかなければならないと思います。本日もどうかよろしく願いいたします。

○事務局（藤本寿君） 本日は、4番中村委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、3番山本委員、6番黒川委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第46号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。下浦町の譲受人は下浦町の譲渡人より、下浦町の田及び畑4筆2,107㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から南東へ約0.4km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありません。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 2番について説明します。有明町の譲受人は福岡市の譲渡人より、有明町の畑1,781㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した島子小学校から南西へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 3番について説明します。五和町の譲受人は鹿児島県肝属郡錦江町の譲渡人より、五和町の畑4,435㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧鬼池小学校から西へ約4km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはびわ、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 4番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の田 427 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧鬼池小学校から西へ約 2km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当してありません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 47 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の 2 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑 186 m²を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から北西へ約 0.8km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、7 台分の駐車場及び通路として整備し利用する計画です。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当してありません。既に駐車場用地として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 2番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑 228 m²を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から北西へ約 1.0km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、7台分の駐車場及び通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に駐車場用地として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第48号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は太田町の法人で、亀場町の田 1,332.84 m²を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から北へ約 0.1km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域内の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅地として需要が見込まれるため、5区画の宅地として整備し利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 2番について説明します。転用者は芥北町の法人で、本渡町の田3,396㎡と畑860㎡を売買及び賃借権を設定して葬儀場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から北へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域内の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、今後、葬儀場の需要が見込まれるため、葬儀場1棟、60台分の駐車場、残地を通路、巡回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 資料②の4ページをご覧ください。3番について説明します。転用者は志柿町の法人で、下浦町の田540㎡を売買により取得して資材置場及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から南西へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可ができませんが、土地改良事業計画で定められた用途に供するため例外規定に当てはまり許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、資材置場及び14台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 4番について説明します。転用者は久玉町の個人で、楠浦町の畑328㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約0.3km、青色で着色した県道宮地浦本渡線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 5番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑57㎡を売買により取得して庭へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市栖本小学校から北東へ約1.5km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、2台分の駐車場及び通路、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に住宅用地として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 6番について説明します。この案件は、平成27年10月に営農型太陽光として一時転用許可を受けた案件です。一時転用の期間は3年間で、3年毎に更新を行う必要があります。資料②の5ページをお開きください。転用者は御船町の法人で、天草町の田749㎡のうち7㎡に使用貸借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草ロザリオ館から北東へ約0.4km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。申請地は農業振興地域の農用地区域内にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光パネル189枚設置し売電する計画です。また、太陽光パネルの下部では、ソルゴーを栽培する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第5、議第49号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(荒木賢司君) 議第49号について説明します。資料②の6ページからご説明いたします。所有権移転の計画が4件、利用権の新規設定の計画が25件、再設定の計画が4件、転貸が0件、合計で33件、総面積は78,014㎡となっております。

所有権移転の計画4件は、宮地岳町と五和町、新和町の個人が農業公社から売買で取得するものです。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の5ページの審査資料の「利用権の設定等

を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転4件、貸借権設定29件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第50号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の24ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、本渡地域が3件、筆数は全体で15筆、面積は合計で14,265㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の6ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。

それでは、スクリーンをご覧ください。1番から10番の地図です。本渡運動公園から南西へ約1.2kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。4番から8番についてですが、先日、鶴田会長と一緒に現地を確認させていただいて、非農地ではなく畑として判断してもいいのではないかとということでした。次が11番、12番の地図です。本町小学校から南西へ約5.6kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が13番から15番の地図です。本渡東中学校から南東に0.6kmのところになります。次が航空写真です。現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 4番から8番については、先ほど事務局から説明がありましたとおり現地を確認しております。最適化推進委員にも聞きましたところ、ここはまだ畑でいいだろうという意見でした。

それでは、1番から3番までを山林、4番から8番までを畑、9番から15番までを山林として認定することでご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の25ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係許可不要転用届は、1件、耕作用道路を整備するというもの

でした。第5条関係許可不要転用届はありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成30年天草市農業委員会第9回総会を閉会致します。

午後2時40分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 山本隆久

署名委員 黒川紀世子